

令和3年度第2回医療安全に係る監査委員会報告書

奈良県立医科大学附属病院の医療安全に係る監査委員会設置規程第5条1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

奈良県立医科大学附属病院の医療安全に係る監査委員会設置規程第5条1項に基づき、奈良県立医科大学附属病院における医療安全に係る業務状況について、管理者等からの説明の聴取により、監査を実施しました。

【日 時】 令和4年3月4日(金)10:00～11:30

【場 所】 WEB による開催(院長室横会議室)

【委 員】

委員長 和歌山県立医科大学 医療安全推進部長(病院教授) 水本 一弘

委 員 弁護士(加藤高志法律事務所) 加藤 高志

委 員 ボランティアグループ ラポール 松井 忠昭

2. 監査の内容

- ・インシデントホットラインについて
- ・医薬品の適応外使用の事例収集について
- ・医療機器関係の課題について
- ・インフォームドコンセントについて

・インシデントホットラインについて

前回の監査委員会で報告されたインシデントホットラインについて、現状の報告があった。

病棟からの報告件数が増えた理由としては、10月にリスクマネージャー会議で周知を行ったので、その効果があったのではないかとのことである。

報告件数について、医療安全推進室としては、充分とは考えておらず、電子カルテからの報告も必要であり、今後も周知の方法について検討する予定とのことである。

引き続き、周知の方法について検討を行い、報告を徹底して頂きたい。

・医薬品の適応外使用の事例収集について

未承認薬の使用に関する情報収集の現状について、報告があった。対応基準については、これから議論する予定とのことであった。今回の情報収集で、適応外・禁忌・院内製剤使用状況の件数が令和3年度中で(10月の95例から)130例まで報告件数が増えた。

情報収集の基準を定め、事例収集をより充実して頂きたい。

・医療機器関係の課題について

医療機器に関する安全管理研修について、メーカーから提供された教材を医療技術センターで再作成をして公開している。運用開始から、まだ短期間であるため、効果検証等これからのことであった。

WEB化したことでの問題点については、WEBを始めて短いため、検証できていないとのことであった。現在取り組んでいる方法は、研修サイトを見やすくして、動画を見ないと答えられないような確認テストをさせているとのことである。

また、現場で使用するものは実機で行い、ポイントを押さえていくことが必要という認識を持っていただいている。

今後も、引き続き取り組んでいただきたい。

・インフォームドコンセントについて

主に、以下の点について文言や運用の確認をした。

①ドメスティック・バイオレンスの場合の両親双方の同意

②リアルタイムに、規程等を職員へ周知できる方法

インフォームドコンセントの継続整備について、今後も報告頂きたい。